

浜松市発達支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に住所を有し、浜松市立小学校及び中学校の発達支援学級又は通級指導教室(以下「発達支援学級等」という。)へ就学する児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するため支給する発達支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)について必要な事項を定める。

(奨励費の支給)

第2条 市は、予算の範囲内において、次条に定める経費について、発達支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者に対し奨励費を支給する。

(支給の対象となる経費と範囲)

第3条 支給の対象となる経費及びその範囲は、就学のために必要な経費のうちの次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校給食費

学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条第2項に規定する学校給食に要する経費の1/2の額

(2) 通学に要する交通費

児童又は生徒に係る最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の公共交通機関に係る経費の全額

(3) 職場実習に要する交通費

教育課程に従い校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が職場実習に参加する場合の交通費の全額

(4) 修学旅行費

児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及びその他児童又は生徒が均一に負担することとなる経費の1/2以内かつ国が定める額以内の額

(5) 校外活動費

ア 児童又は生徒が学校外に教育の場を求めて行われる、学校行事としての活動(学校内の芸術鑑賞を含む。修学旅行及びイの場合を除く。)に参加するために直接必要な交通費及び見学料の1/2以内かつ国が定める額以内の額

イ 児童又は生徒が学校外に教育の場を求めて行われる、宿泊を伴う学校行事としての活動(修学旅行を除く。)に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の1/2以内かつ国が定める額以内の額。ただし、補助の対象とする実施回数は、学年を通じて1回とする。

(6) 学用品等購入費

児童又は生徒が、通常必要とする学用品等の購入費の 1/2 以内かつ国が定める額以内の額

(7) 新入学児童・生徒学用品費等

小学校又は中学校に新たに入学する児童又は生徒が、通常必要とする新入学に当たっての学用品及び通学用品の購入費として国が定める額

(8) 拡大教材費

弱視の児童又は生徒が、通常必要とする拡大教材の購入費として国が定める額

(9) 交流及び共同学習交通費

学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の発達支援学級の児童又は生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費の全額

(10) 体育実技用具費

小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道着、剣道の防具一式等及びスキー板等をいう。）で、当該授業を受ける児童生徒全員が負担することとされているもののうち、いずれか 1 つの用具について、その購入に係る経費の 1/2 以内かつ国が定める額以内の額 3 年を通じて 1 回

（支給の基準）

第 4 条 奨励費の支給の基準は、児童福祉施設に入所する等就学に係る措置費の給付を受けている児童又は生徒の保護者を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。ただし、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）第 2 条の規定による要保護者又は浜松市就学援助費支給要綱第 2 条の規定による準要保護者と認定され、就学に係る経費を給与されている児童又は生徒の保護者は通学、職場実習及び交流及び共同学習に要する交通費のみ支給する。なお、この場合において、就学援助費又は生活保護費から当該費目が支給されている場合は、奨励費からは当該費目を支給しない。

(1) 別表 1 の算定方法により算出した収入額（以下「収入額」という。）が、前年 12 月 31 日現在（第 3 学期に中途入級した者は、前々年の 12 月 31 日現在）の世帯構成に基づいて国が年度当初に定める保護基準に示す基準額を用いて測定する額（以下「需要額」という。）の、2.5 倍未満の場合

ア 前条各号に定める経費

(2) 収入額が需要額の 2.5 倍以上の場合

ア 前条第 2 号に定める経費の 1/2 の額

イ 前条第 3 号及び第 10 号に定める経費の 1/2 の額。ただし、収入額が需要額の 3.5 倍以上の場合は除く。

2 前項の規定にかかわらず、言語障害等の児童又は生徒で、定期的に通級指導教室において特定の時間のみ指導を受けている者については、その通学のために特別に

要する公共交通機関に対する経費のみを、通学に要する交通費として支給する。なお、支給額は前項の例による。

(調書の提出)

第5条 発達支援学級(通級指導教室を除く。)へ就学する児童又は生徒の保護者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、前年12月31日における状況を記載した発達支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書にその世帯員の所得を証する書類を添付し、校長を経由して浜松市教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の場合において、転入学等により年度の途中において発達支援学級へ就学した児童又は生徒にあっては、就学後遅滞なく提出しなければならない。

(支給方法)

第6条 奨励費は、校長に支給し、校長は金銭をもって速やかに保護者に支給するものとする。ただし、保護者が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがあるときは、現物をもって支給することができる。

(支給の時期)

第7条 奨励費の支給の時期は、別に定める。

(奨励費の返還)

第8条 偽りその他不正な行為により奨励費の支給を受けた保護者は、直ちに奨励費の全部又は一部を返還しなければならない。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町、及び龍山村の編入の日(以下「編入日」という)前に、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町、及び龍山村の規定によりされた発達支援教育就学奨励費制度に係る手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりされたものとみなす。

また、編入日前にされた浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町、及び龍山村の区域住民の発達支援教育就学奨励費制度に係る規定については、この要綱の規定にかかわらず、編入日以降もなお従前の例による

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

収入額算式	$\frac{(A) - (B)}{1.2} - (C)$
<p>(注)</p> <p>(A) 当該年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった世帯全員に係る所得控除を行う前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額</p> <p>(B) 所得控除の対象として控除された社会保険料、生命保険料及び損害保険料の合計額</p> <p>(C) 同一世帯で 2 人以上、特別支援学校及び発達支援学級に通学している場合、当該通学者数から 1 を減じた数に保護基準に示す「障害者加算」の加算額を乗じて得た額</p>	